

「今治市電気自動車等普及促進事業補助金」に係る申請要領

概要

1. 趣旨

クリーンエネルギー自動車の普及並びに充電インフラの導入促進に向け、EV（電気自動車等）及び急速充電設備を導入する市内事業者等の皆さんに対して、経費の一部を支援することによりエネルギー価格高騰の影響を緩和するとともに、今治市域の脱炭素化の取組を加速します。

実際、15km/L 走行するガソリン車の1kmあたりのCO₂は155g程度（経済産業省・環境省資料に基づき試算）といわれており、EVを導入することで、温室効果ガス排出量を削減でき、エネルギー価格高騰の影響を回避することにもつながります。

交付対象期間及び交付対象者等

1. 申請の受付期間

令和5年7月10日（月）から令和6年1月31日（水）まで

※ただし、予算がなくなり次第、締め切ります。

2. 交付対象者及び補助金額

交付対象者	補助金額
(1) 令和5年度愛媛県電気自動車導入支援事業費補助金の交付を受けた市内中小事業者等の方	1台につき、10万円 ただし、国補助金等の他の補助金との合計金額が車両価格を超えない範囲で補助することとします。市補助金による一事業者あたりの補助金交付台数の上限は10台とし、3台以上交付を受ける場合の対象者は「2050年脱炭素社会・アクション宣言」登録が条件となります。 (補助申請に合わせ、同時に登録申請をした場合も可能です。)
(2) 令和5年度愛媛県急速充電設備設置支援事業費補助金の交付を受けた法人又は個人の方	愛媛県補助対象事業費から県補助金含む他の補助金を除いた経費の 2分の1（上限50万円） ※千円未満は切り捨て

- ・個人にあつては、補助金の交付を受けた日から補助金の申請日までの間において、引き続き今治市に住民票登録のある者
- ・中小事業者等及び法人にあつては、市内に本社又は営業所等を有する者
- ・今治市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれかにも該当しない者

3. 申請方法

今治市電気自動車等普及促進事業補助金の支給を受けたい方は、**今治市電気自動車等普及促進事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）**に、次に掲げる書類を添付して、後述の申請先まで提出してください。

申請方法は、窓口へ郵送で申請してください。郵送は、普通郵便でかまいませんが、レターパックや簡易書留など追跡可能な郵便を推奨します。

	中小事業者EV補助を受けたい方	EV急速充電設備設置補助を受けたい方
(1)	令和5年度愛媛県電気自動車導入支援事業費補助金 <u>交付額確定通知書の写し</u>	令和5年度愛媛県急速充電設備設置支援事業費補助金 <u>交付額確定通知書の写し</u>
(2)	令和5年度愛媛県電気自動車導入支援事業費補助金 <u>実績報告書の写し</u> (県提出資料一式)	令和5年度愛媛県急速充電設備設置支援事業費補助金 <u>実績報告書の写し</u> (県提出資料一式)
(3)	令和5年度愛媛県電気自動車導入支援事業費補助金の <u>交付を受けたことが分かるもの（通帳の写しなど）</u>	令和5年度愛媛県急速充電設備設置支援事業費補助金 <u>交付を受けたことが分かるもの（通帳の写しなど）</u>
(4)	前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 ① 今治市内に本社又は営業所を有する証明書 ② 市税完納証明書（※法人の場合は法人分、個人の場合は代表者分） （納税課にて取得） ③ 振込先の通帳見開き1、2ページの写し （金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号が分かる部分）	

4. その他

- ・必要に応じて追加書類の提出依頼や内容確認のために連絡をすることがあります。
- ・申請受付からお振り込みまで、約1か月を要します。

5. 申請先

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1 今治市役所 環境政策課 地域エネルギー政策推進係（智内・住吉・八木） TEL 0898-36-1535 受付時間：8時30分～17時00分（平日のみの対応となります。）
--

申請用紙の取得など

1. 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請様式を入手することができます。

担当課にも用紙はありますが、原則ホームページからダウンロードをお願いします。

(1) ホームページからダウンロード

URL : https://www.city.imabari.ehime.jp/kankyuu/info/EV_charge/

(2) 窓口での配布

受付窓口：今治市別宮町一丁目4番地1 第2別館8階 環境政策課
「地域エネルギー政策推進係」

※窓口での配布は平日の8時30分から17時00分までの対応です。

2. 通知等

交付決定の通知は、申請いただいた口座への振込をもって行い、通知書等の送付はありません。

補助金の交付対象とならないと判断した場合は、不交付決定通知書を送付します。

3. 交付決定の取り消し及び補助金の返還等

補助金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。この場合、不正に補助金を受け取った申請者は、今治市が指定する期日までに、補助金の返金に加えて、加算金を支払う義務を負います。

4. 本補助金に関するお問い合わせ先

本補助金の申請等に関してご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

今治市役所 環境政策課 本庁第2別館8階

地域エネルギー政策推進係（智内・住吉・八木）

T E L 0898-36-1535

受付時間：8時30分～17時00分（平日のみの対応となります。）